

秘	
指定	厚生労働省労働基準局監督課長
☑ 無期限	
平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	

基監発第 0401004 号  
平成 16 年 4 月 1 日

都道府県労働局労働基準部監督課長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

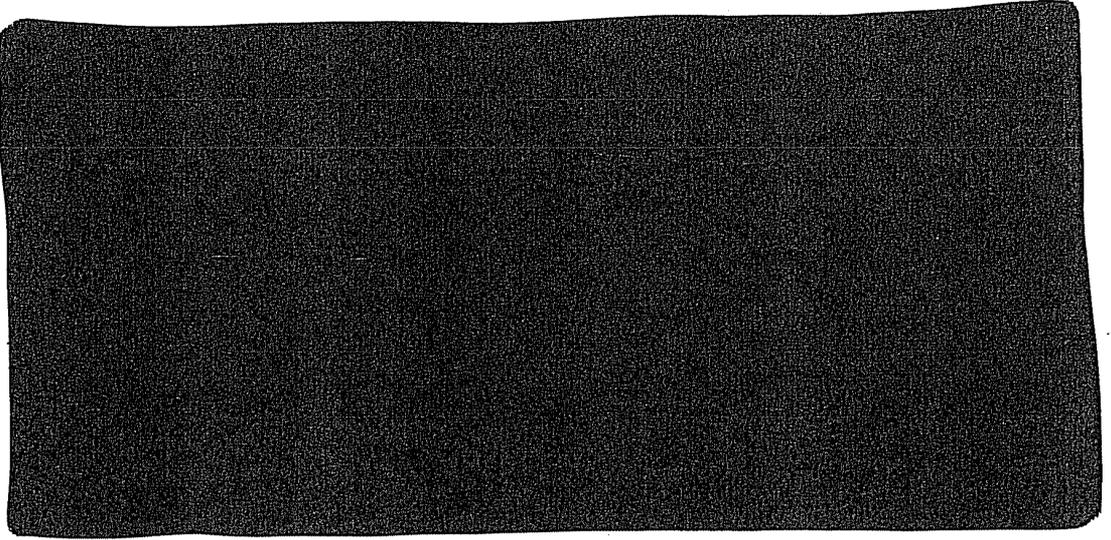
労働者派遣法（第3章第4節関係）に係る監督指導に当たって  
留意すべき事項について

標記については、平成16年4月1日付け基発第0401040号「労働者派遣法（第3章第4節）に係る監督指導について」（以下「局長通達」という。）により、指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

#### 記

- 1 局長通達の記の1の(2)のイの(ウ)で示されたチェックリストの各事項の判断に当たっては、チェックリストの裏面の具体的判断基準を参考とすること。  
また、偽装請負等事業者が複数存在する場合であって、請負契約等に係る問題点が同様の形態である場合には、それら事業場をまとめて一つのチェックリストを作成することで差し支えないこと。この場合、各偽装請負等事業者の名称及びその所在地を余白等に明記しておくこと。
- 2 局長通達の記の1の(2)のイの(ウ)で示された需給調整事業担当課室については、各局毎に担当部署等が異なることから、自局の担当部署を確認し、連携を図ること。
- 3 局長通達の記の1の(2)のイの(エ)により照会を行った事案について、XXXXXXXXXXを経過しても回答がない場合には、需給調整事業担当課室と必要な連絡調整を図った上で、所要の措置を講ずること。

4



(指導票参考例)

